

2025年大阪・関西万博 公式キャラクター入りナンバープレート

2025年大阪・関西万博の機運醸成を目的として、

令和5年3月8日（水）から
交付を開始します。



◆ 公式キャラクター入りナンバープレート

【50cc（白色）】



【90cc（黄色）】



【125cc（桃色）】



【ミニカー（青色）】



◆ 対象車種

原動機付自転車の4車種

〔50cc(白色)、90cc(黄色)
125cc(桃色)、ミニカー(青色)〕

◆ 手数料

無料で交付または交換します。

※受付順に交付しますので、番号の指定はできません。
※ナンバープレートの交付状況により、追加作製を行う予定です。

◆ 記念品

ナンバープレート型キーホルダーをお渡しします。

※全て白色で、番号は2025となります。

※公式キャラクター入りナンバープレートを取得された方限定です。



◆ 交付対象者

◎大阪市内を主たる定置場（主として駐車する場所）とする対象車種を所有する方

・ 新たにナンバープレートを取得される場合

現行ナンバープレートと公式キャラクター入りナンバープレートから選択できます。

・ 現行ナンバープレートの交付を受けている場合

現行ナンバープレートから **1回限り** で公式キャラクター入りナンバープレートへ交換ができます。番号は新しい番号に変わります（元の番号を引継ぎできません。）。

◎市税事務所（船場法人市税事務所および同分室を除く）の窓口で交付します。

◎詳しくは裏面をご覧ください。

◎必要書類

新規登録 (新たにナンバープレートを取得される場合)	交換申請 (現行ナンバープレートの交付を受けている場合)
・軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 ・届出者の本人確認書類（運転免許証など） ・その他書類（登録理由により異なります。） <その他書類(例)> ・販売店から購入・・・販売証明書 ・大阪市へ転入・・・前に登録していた市区町村発行の廃車証明書 ・市外の方から譲渡・・・譲渡証明書、前に登録していた市区町村発行の廃車証明書 ・大阪市内の居住者から譲渡・・・標識、申告済証、譲渡証明書	・軽自動車税(種別割)標識交換申請書 ・交付済（現在取り付けている）標識 ・申告済証 ・届出者の本人確認書類（運転免許証など）

◎ご注意いただきたいこと

公式キャラクター入りナンバープレート

- ・現行ナンバープレートとの交換の場合、元の番号を引き継ぐことはできません。自動車損害賠償責任保険等の保険変更手続きが必要な場合がありますので、ご自身で事前に加入保険会社にご確認ください。
- ・公式キャラクター入りナンバープレートから、現行ナンバープレートへの交換はできません。また、2025年大阪・関西万博終了後も交換はできません。
- ・ナンバープレートの取り外しや取り付けは、ご自身で行ってください。
- ・原動機付自転車のナンバープレートは、軽自動車税の課税を行うための標識であり、廃車時等には返却していただく必要があります。

記念品

- ・記念品の販売は行いません。
- ・お渡しの際、お受け取りの署名をいただきますので、ご協力お願いします。
- ・記念品を紛失等されても、再度お渡しすることはできません。
- ・公式キャラクター入りナンバープレートを取得された記念としてお渡ししますので、売却はお控えください。

◎交付場所・お問い合わせ先

市税事務所（ただし、船場法人市税事務所および同分室を除く）の窓口で手続きが可能です。

市税事務所名 担当名	所在地	主たる定置場所在の区	電話番号
<u>梅田市税事務所</u> 軽自動車税担当	〒530-8216 北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	北区・西淀川区・淀川区・東淀川区	06-4797-2954
<u>京橋市税事務所</u> 軽自動車税担当	〒534-8502 都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階	都島区・旭区・城東区・鶴見区	06-4801-2954
<u>弁天町市税事務所</u> 軽自動車税担当	〒552-8505 港区弁天1-2-2-100 大阪ベイトワー イースト1階	福島区・此花区・西区・港区・大正区	06-4395-2954
<u>なんば市税事務所</u> 軽自動車税担当	〒556-8670 浪速区湊町1-4-1 大阪シティエアターミナルビル(OCAT)5階	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区	06-4397-2954
<u>あべの市税事務所</u> 軽自動車税担当	〒545-8533 阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階	阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区	06-4396-2954

開庁時間 午前9時～午後5時30分（土曜日、日曜日、祝休日などの閉庁日を除く。）
ただし、毎週金曜日は窓口業務を午後7時まで延長します。

詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

